兵庫県受動喫煙防止条例の問題点

兵庫県医師会副会長
足立　光平

世界禁煙デー2012大阪・記念の催し　2012.6.16

養生訓:貝原益軒　飲茶 烟草附

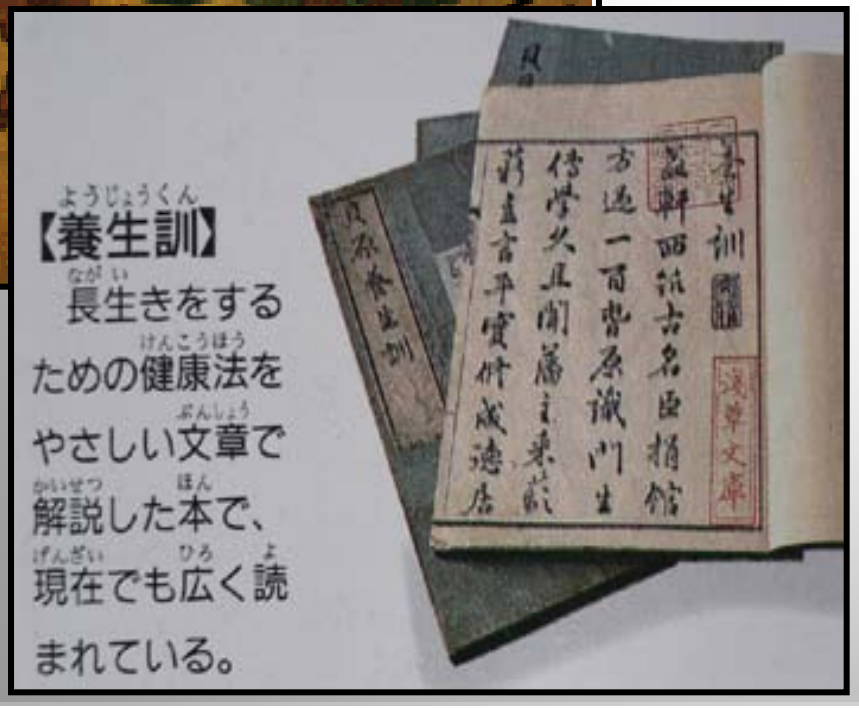

- たばこは、近年、天正、慶長の比、異国よりわたる。淡婆姑(たんばこ)は和語にあらず、蛮語也。近世の中華の書に多くのせたり。又、烟草と云。朝鮮にては南草と云。和俗これを莨とうとするは誤れり。ろうとうは別物なり。烟草は性毒あり。煙をふくみて眩ひ倒るゝ事あり。習へば大なる害なく、少は益ありといへ共、損多し。病をなす事あり。又、火災のうれひあり。習へばくせになり、むさぼりて後には止めがたし。事多くなり、いたつがはしく家僕を労す。初よりふくまざるにしかず。貧民は費(ついえ)多し。

(産業医大・大和浩先生プレゼンより)

学名ニコチアナ・タバカムNicotiana　Tabacum

兵庫県条例をターゲットにした「干渉」の魔の手との攻防

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

(Framework Convention on Tobacco Control; FCTC,2005年02月27日発効)

第6条　タバコの課税及び価格政策の実施（1箱1000円）

第8条　受動喫煙からの保護（喫煙室を設けず、屋内を100%禁煙化）

第9条　タバコ製品の含有物の規制

第10条　タバコ製品の情報開示

第11条　タバコ製品の包装とラベルにリスクを明記

第12条　教育、情報の伝達、訓練、啓発

第13条　タバコ広告、販売促進、スポンサーシップの禁止

第14条　禁煙治療の普及

第15条　タバコの不法取引防止

第16条　未成年への販売と未成年者による販売禁止

第17条　経済的に実行可能な代替活動支援の提供

受動喫煙防止対策検討委員会
(2010.6.2～2011.6.30 計9回)

兵庫県受動喫煙防止対策
検 討 委 員 会

報 告 書

平成２３年７月２９日

兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会

兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会　委員名簿（五十音順）

氏　名 （敬称略）	所 属 ・ 役 職	備　考
足立　光平	兵庫県医師会常任理事	
入江　賢弘	兵庫県飲食業生活衛生同業組合理事長	
上羽　慶市	神戸親和女子大学文学部教授	
奥田　眞	兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	
門　康彦	兵庫県市長会副会長 （淡路市長）	
河口　紅	特定非営利活動法人さんぴぃす理事長	
神田　章代	(社)兵庫県看護協会専務理事	
北野　奏智子	兵庫県連合婦人会長	
神谷　郁代	㈱神戸新聞社論説委員	
小寺　隆	兵庫県商工会議所連合会常務理事・事務局長	役員変更（H22.11.8）に伴う委員変更（前中西 均 委員）
清水　一彦	(社)兵庫県歯科医師会理事	役員変更（H23.4.1）に伴う委員変更（前森田健司委員）
藤原　久義	岐阜大学名誉教授 （兵庫県立尼崎病院長兼兵庫県立塚口病院長）	委員長
矢野　謙	(社)兵庫県薬剤師会常務理事	
大和　浩	産業医科大学産業生態科学研究所教授	
Jacob Kumaresan	WHO健康開発総合研究センター所長	
１５名		

－ 18 －

検討委員会報告書は
何を訴え、如何に取り扱われたか

- 受動喫煙に官民の区別は無い。
- 不特定多数の出入りする施設は原則禁煙とすべき。
- 完全な「分煙」はありえない。
- 小規模施設も禁煙努力義務と暫定措置

(7) 禁煙を義務付ける施設（屋内施設に限る。）

- ○ 学校（幼稚園、小・中・高校、大学、専修学校等）
- ○ 保育所
- ○ 病院・診療所
- ○ 薬局・薬店
- ○ はり・きゅう等施術所
- ○ 官公庁（学校、社会教育施設等、他の区分に属する施設を除く）
- ○ 児童福祉施設等（知的障害児施設、母子福祉施設等）
- ○ 社会福祉施設（老人ホーム、福祉ホーム、身体障害者福祉センター）
- ○ 社会教育施設（博物館、図書館等）
- ○ 運動施設（体育館、フィットネスクラブ、ゴルフ場・テニス場（クラブハウス等）等）
- ○ 動物園・植物園・遊園地
- ○ 列車・バスの車両、船舶の船室（県内に始点・終点の両方がある路線・航路）
- ○ 交通機関（駅、バスターミナル等）
- ○ 火葬場・納骨堂
- ○ 集会場・公会堂
- ○ 神社・寺院・教会等（神主、僧侶、牧師等の私的生活空間を除く。）
- ○ 金融機関
- ○ 公衆浴場
- ○ 物品販売業を営む店舗（百貨店、スーパーマーケット、小売店等）
- ○ 理容店・美容店
- ○ その他サービス業店舗（クリーニング店、旅行代理店等）
- ○ 屋内駐車場

開始された公然たる「干渉」
地元新聞への業界全面広告（９・３）
民間施設「分煙」をアピール

意見広告

私たちは、反対します。

兵庫県が、飲食店などの民間施設に、「分煙」ではなく、
「実質的な全面禁煙を強制する条例の策定」を進めていくことに、
私たち、たばこ販売店は反対します。

私たちは、公共の場での喫煙には、受動喫煙を防ぐために一定の配慮が必要であると考えます。
しかしながら、十分な議論・検討を経ず、また、事業者の意見に耳を傾けずにまとめられた
「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書（以下、報告書）」を基に条例を策定することに、私たちは反対いたします。

報告書を前提とする条例は、病院や官公庁といった公共性の高い施設だけでなく、
飲食店などの民間施設においても禁煙を義務付けるような、実質的な「禁煙条例」といえます。
たばこの販売を生業とする私たちたばこ販売店にさえ、禁煙を義務付けるものになるのです。

例えば、公共性の高い施設においては、たばこの煙やにおいの漏れない喫煙室を設置すれば、
「たばこを吸わない第三者への受動喫煙を防止する」ことは十分に達成しうるものと考えます。
しかしながら、報告書では、喫煙室の設置も認めないとされており、
受動喫煙防止という本来の目的を逸脱した過度な措置といえるのではないでしょうか。

また飲食店などの民間施設においては、「暫定的措置」として喫煙室を設置することによる分煙が認められていますが、
分煙設備投資を行うだけの十分な資金を持たない事業者は事実上、禁煙とせざるを得ません。
また、資金を持つ事業者にとっても、分煙が認められる期間すら明確にされない状況では、安易に投資判断ができず、
結果的に禁煙を選択せざるを得ない事態が引き起こされるでしょう。
民間事業者、ひいては県全体の財政への経済的影響が懸念されてなりません。

私たち、たばこ販売店にとっても、このまま条例が策定されれば死活問題となります。
昨年10月の1本あたり3.5円という過去に例のないたばこ増税、
さらには東日本大震災の被災による一部たばこ製品の出荷停止・制限によって、
中小・零細なたばこ販売店は、事業継続の危機に追い込まれ、廃業を余儀なくされている店も多数発生しています。

条例は、たばこの販売数量減少という厳しい状況にさらに追い討ちをかけ、
私たちの事業の存続自体を危うくする恐れがあります。
より現実的で実態に即した受動喫煙防止の推進施策を策定していただきたいと願ってやみません。

たばこの煙やにおいが苦手であったり、好まれない方がいらっしゃることは事実です。
しかしながら一方で、たばこは合法な嗜好品であり、
生活にゆとりを生み出したり、ストレスの解消に役立つこともあるとされています。
実際に、世の中には周囲に気を配りながらたばこを吸ってくださっている方が、たくさんいらっしゃいます。
そうした愛煙家のみなさまの一人ひとりが、私たちにとっては大切なお客様であり、
これ以上みなさまに一方的な不自由を強いる条例を策定することには強く反対いたします。

私たちは、たばこを吸う人、吸わない人が協調して共存できる、双方に配慮した適切な解決策が検討されることを望みます。

全国たばこ販売協同組合連合会 ／ 関西たばこ商業協同組合連合会

兵庫県たばこ販売協議会 ／ 神戸たばこ商業協同組合 ／ 阪神たばこ商業協同組合 ／ 淡路たばこ商業協同組合 ／ 三田たばこ商業協同組合
明石たばこ商業協同組合 ／ 丹波たばこ商業協同組合 ／ 姫路たばこ商業協同組合 ／ 赤穂たばこ商業協同組合 ／ 社たばこ商業協同組合
加西たばこ商業協同組合 ／ 加古川たばこ商業協同組合 ／ 龍野たばこ商業協同組合 ／ 豊岡たばこ商業協同組合 ／ 和田山たばこ商業協同組合

【お問合せ先】 全国たばこ販売協同組合連合会　www.zenkoku-tabakoya.jp/

シンポジウム

「わが国の受動喫煙対策について」

第一部　厚労科研　平成23年度

「飲食店等多数の者が利用する施設における
受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究」成果発表会

主任研究者　大和　浩（産業医科大学 教授）
座長　大島　明（大阪府立成人病センター がん相談支援センター 所長）

第二部　シンポジウム「わが国の今後の受動喫煙防止対策について」

シンポジスト　関口　正俊（神奈川県 前県議会議員）
足立　光平（兵庫県医師会常任理事、兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会委員）
狭間　礼子（大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課 生活習慣病・歯科・栄養グループ 課長補佐）
望月　友美子（国立がん研究センター がん対策情報センター たばこ政策研究部長）

指定発言　柏原　美那（コンサルタント、世界保健機関）
座長　大島　明、大和　浩

第三部　「スモークフリーキャラバンの会」との交流会

兵庫県医師会館　2階大会議室
平成23年9月23日　13時00分　開場、　13時30分　開会

主催　「飲食店等多数の者が利用する施設における
受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究」研究班
共催　財団法人循環器病研究振興財団
後援　兵庫県、兵庫県医師会

参加は無料ですが、参加希望の方は、
担当(荒前:ptomo@med.osaka-u.ac.jp)に氏名と
所属、居住地(都道府県名)を連絡して下さい。
詳細は http://www.tobacco-control.jp/Seika.htm

厚労省科研　循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業
H23年度研究（単年度）
「飲食店等多数の者が利用する施設における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究 」

タバコ規制枠組条約、
第8条「受動喫煙からの保護」の
ガイドライン（2011年）では、
喫煙室などの工学的な対策は不適切。

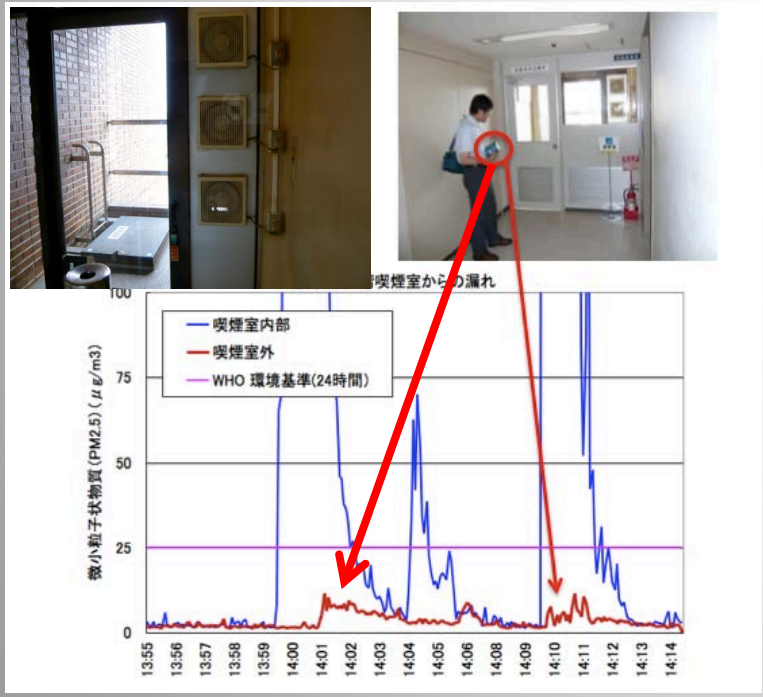

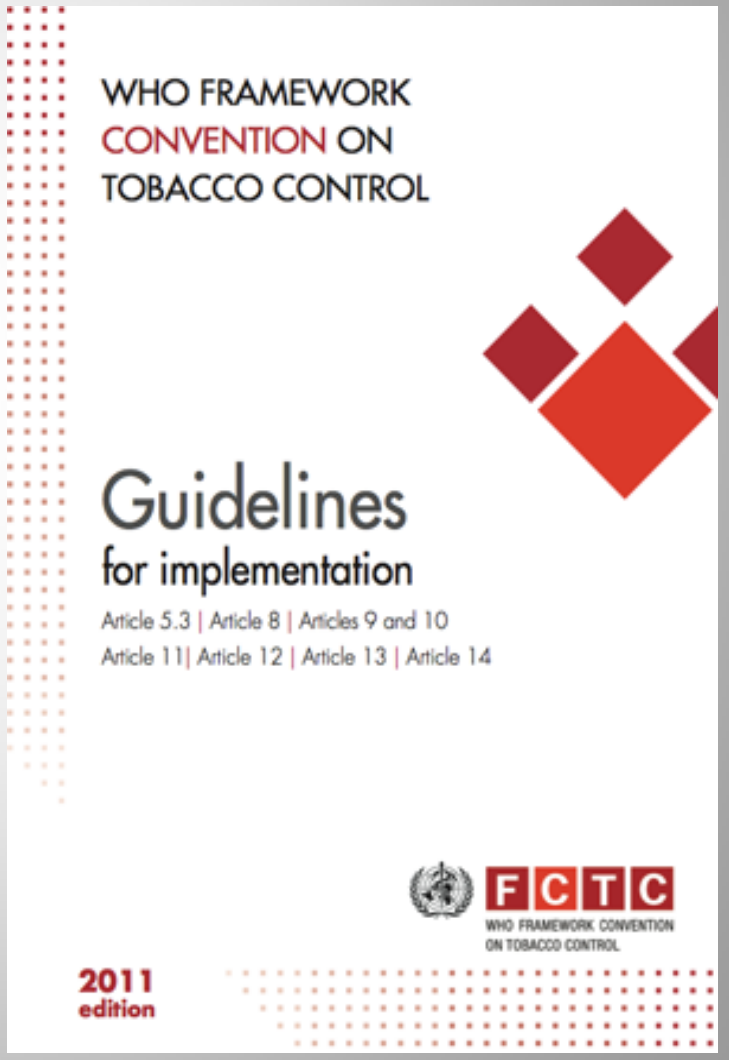

産業医大　産業生態科学研究所
健康開発科学研究室　教授　　大和　　浩

先行研究:神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の効果

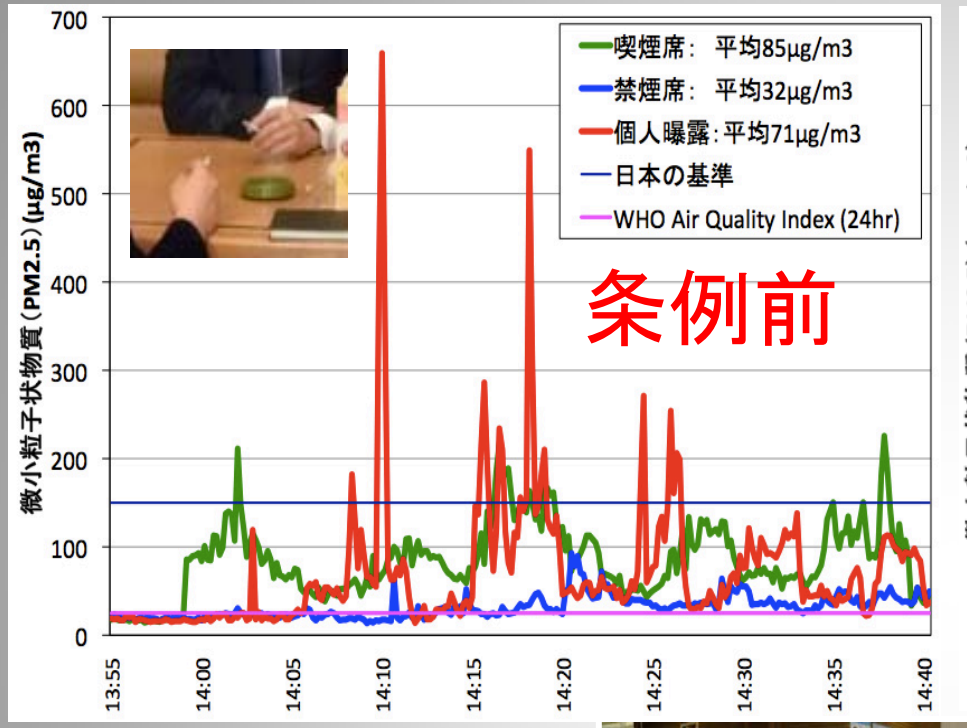

利用者も従業員も
受動喫煙から保護する
には禁煙化が必要。
その根拠として、H23年度
従業員の遺伝子の障害を検討

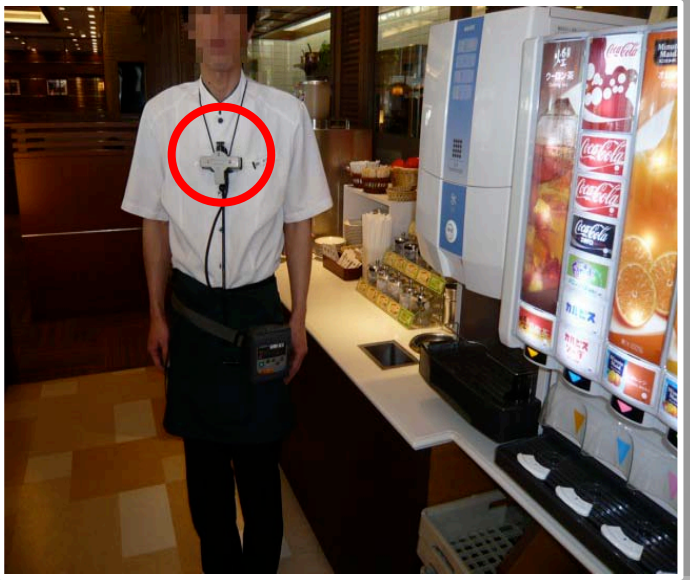

飲食店等のサービス産業も従業員にとっては職場:

職業的な受動喫煙により、遺伝子が障害される可能性が否定できない。飲食店や娯楽産業で働く労働者を保護するために、防じん防毒マスクを着用させるのは非現実的。

諸外国のようにサービス産業も含めた受動喫煙防止法の成立のための根拠を得るために、測定対象を拡大して複数年度の研究継続を。

2011.9.23
厚労科研シンポジウム
「わが国の受動喫煙防止対策について」

於　兵庫県医師会館

スモークフリーキャラバンから兵庫県旗への寄せ書き

知事の「変節」と条例案の改悪

- **平成23年９月28日（水）第310回定例県議会代表質問答弁**
- **答弁者　井戸敏三知事**
- 答弁内容
- 　現在、検討を進めている受動喫煙防止条例は、**たばこの喫煙を禁止するの**
- **ではなく、**　他者の喫煙により意図せざる喫煙を防ごうとするものです。・・・
- 　このため、この７月にとりまとめられた「受動喫煙防止対策検討委員会」の報
- 告に基づき、**８月下旬に、生活衛生関係の14団体と意見交換**をいたしました。
- その時に頂いた意見なども踏まえ、**事業者に過度な負担や規制を強いること**
- **がないよう**、条例骨子案を慎重に検討しています。
- 　条例骨子案の方向としては、報告書では、禁煙措置とされていた物品販売業、
- 理容店・美容店、旅行代理店などについて、**幅広く分煙措置を認め**、禁煙措置
- については、対象を学校や病院、官公庁などに限ることとしたいと考えています。
- また、不特定又は多数の人の利用する一定規模以上の施設やその一部につい
- ては、分煙措置を行うことにしたい。小規模な飲食店などについては、分煙措置
- や時間禁煙措置に加えて、顧客の判断で店を選ぶことができるよう、**喫煙可能**
- **な店はその旨を表示する措置（ポリシー表示）**を選択できることにするなど、**全**
- **体として民間事業者の実態に配慮した内容**とすることで検討を進めています。

委員会報告無視の骨子案

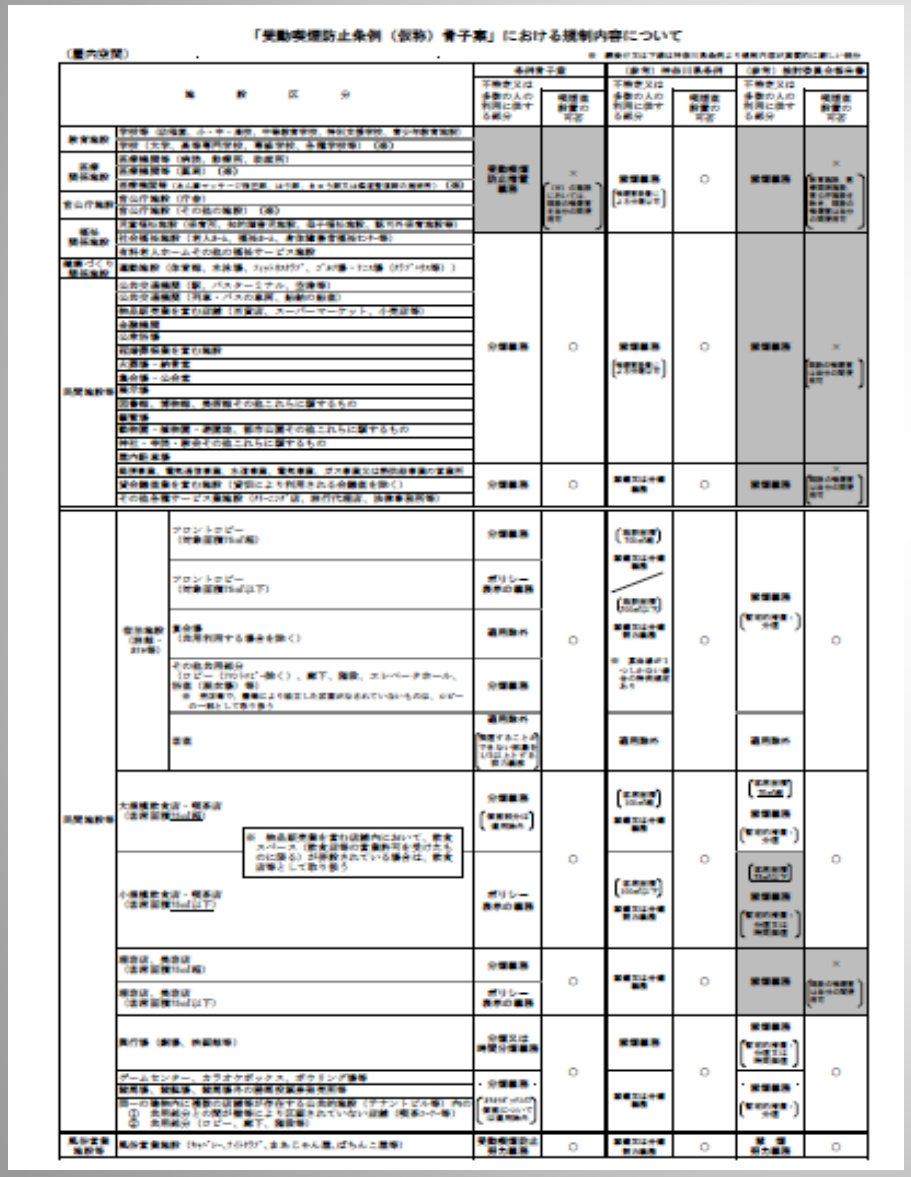

「受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」における規制内容について

（屋内空間）

施設区分		骨子案		（参考）神奈川県条例		（参考）知事委員会報告書	
		不特定又は多数の人の利用に供する部分	喫煙室設置の可否	不特定又は多数の人の利用に供する部分	喫煙室設置の可否	不特定又は多数の人の利用に供する部分	喫煙室設置の可否
教育施設	学校等（幼稚園、小・中・高校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校等） 学校（大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等）（後）	受動喫煙防止努力義務	×	禁煙義務	○	禁煙義務	×
医療関係施設	医療機関等（病院、診療所、助産所） 医療機関等（薬局）（後） 医療機関等（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所）（後）						
官公庁施設	官公庁施設（庁舎） 官公庁施設（その他の施設）（後）						
福祉関係施設	児童福祉施設（保育所、知的障害児施設、母子福祉施設、助産所保育施設等） 社会福祉施設（老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター等） 有料老人ホームその他の福祉サービス施設	分煙義務	○	禁煙義務	○	禁煙義務	×
健康づくり関係施設	運動施設（体育館、水泳場、ジャンボスポーツ、ゴルフ場・ゴルフ練習場））						
商業施設等	公共交通機関（駅、バスターミナル、空港等） 公共交通機関（列車・バスの車内、船舶の船室） 物品販売等を営む店舗（百貨店、スーパーマーケット、小売店等） 金融機関 公衆浴場 理髪業等を営む施設 大型店・納税者 集会場・公会堂 映画館 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの 劇場 動物園・植物園・遊園地、都市公園その他これらに類するもの 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 屋内駐車場						
	電気事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所 宿泊施設等を営む施設（宿泊により利用される会議室を除く） その他各種サービス業施設（ATMの設置、旅行代理店、旅行業者営業所等）	分煙義務	○	禁煙又は分煙義務	○	禁煙義務	×
商業施設等	飲食施設（旅館・ホテル等） フロントロビー（対象面積15㎡超）	分煙義務	○	（専用室設置15㎡超） 禁煙又は分煙義務 ／ （専用室設置15㎡以下） 禁煙又は分煙義務 ※ 喫煙者がいるかどうかは、客の判断に委ねる	○	禁煙義務 （専用室設置・分煙）	○
	フロントロビー（対象面積15㎡以下）	ポリシー表示の義務					
	宴会場（専用利用する場合を除く）	適用除外					
	その他共用部分（ロビー（ラウンジ）除く）、廊下、階段、エレベーターホール、物置（倉庫）等 ※ 喫煙者で、喫煙により他人に迷惑がかかっていないものは、ロビーの一部として取り扱う	分煙義務					
	客室	適用除外（喫煙することができない客室は、入口にその旨表示）		適用除外		適用除外	
	大規模飲食店・喫茶店（法床面積15㎡超） ※ 物品販売等を営む店舗内において、飲食スペース（飲食店等の営業許可を受けたものに限る）が設けられている場合は、飲食店等として取り扱う	分煙義務（喫煙室設置）	○	（専用室設置15㎡超） 禁煙又は分煙義務	○	（専用室設置15㎡超） 禁煙義務 （専用室設置・分煙）	○
	小規模飲食店・喫茶店（法床面積15㎡以下）	ポリシー表示の義務		（専用室設置15㎡以下） 禁煙又は分煙義務		（専用室設置15㎡以下） 禁煙義務 （専用室設置・分煙）	
	喫茶店、飲食店（法床面積15㎡超）	分煙義務	○	禁煙又は分煙義務	○	禁煙義務	×
	喫茶店、飲食店（法床面積15㎡以下）	ポリシー表示の義務					
	旅行業（旅館、納屋等）	分煙又は禁煙分煙義務	○	禁煙義務	○	禁煙義務 （専用室設置・分煙）	○
	ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場等 娯楽場、遊戯場、遊戯場水の遊戯設備等娯楽場	・分煙義務・（喫煙室設置）		禁煙又は分煙義務		・禁煙義務・（専用室設置・分煙）	
	同一の建物内に複数の店舗等が存在するなど共同施設（テナントビル等）内の共用部分との関係等により区別されていない店舗（喫茶コーナー等） ① 共用部分（ロビー、廊下、階段等）						
風俗営業施設等	風俗営業施設（キャバレー、ナイトクラブ、まあじゃん屋、ぱちんこ屋等）	受動喫煙防止努力義務	○	禁煙又は分煙義務	○	禁煙義務	○

- 「禁煙」を消し「受動喫煙防止」
- 民間施設は「分煙義務」等に
- 「宴会場」は適応除外
- 「狭い」フロント・ロビー緩和
- 「他の共有部分」も「分煙」
- 喫煙可能を含む「ポリシー表示」の義務化

毎日 11/9（水）

「全国一厳しい」から後退

県条例 禁煙骨子案

業界団体の反対受け

県医師会は「報告書尊重すべき」

県が8日公表した「受動喫煙防止条例」の骨子案は、7月に「県受動喫煙防止対策検討委員会」がまとめた最終報告書よりも規制を緩める内容となった。背景には、禁煙の強化で利用客を失うことに危機感を抱いた飲食業など業界団体の厳しい反対がある。ただ、報告書からの「後退」に県医師会などから批判の声も強く、骨子案がそのまま条例案となるかは極めて流動的だ。【石川豊彦】

「県民の健康増進と、日、今回の骨子案について県民の事業者が取り組みやすい規制を両立させようと検討した結果、いてこう説明した。同課は、分煙も禁止するが骨子案となった」よう求めた「全国一厳県健康増進課は8しい」内容となった、検討委員会の報告書を基に条例案の策定に着手。当初は報告書の内容を踏襲する条例案の策定を進めていたが「現実的には厳しかった」（県幹部）と断念せざるを得なかった。

最大の要因はホテルや飲食店など業界団体の反対攻勢だ。9月に県議会厚生委員会・自民党議員団が開いた意見交換会では▽ホテル・旅館▽飲食店▽中華料理店▽理容店▽民間制――など報告書で緩和の全面禁煙などを求められた業界団体から反対意見が続出。東日本大震災の影響などで利用客の減少が懸念されるとして、業界が一丸となった反対行動が繰り広げられた。

結果的に、報告書では禁煙を義務づけた小規模（客席スペース75平方メートル以下）の飲食店や喫茶店について、骨子案では喫煙の可否を店頭に掲示できる「ポリシー表示」を義務づけるなど業界団体の主張が受け入れられたかにみえる。

ところが、検討委員会のメンバーで県飲食業生活衛生同業組合の入行眞弘理事長は「大規模と小規模で区別されているのは不公平だ」と批判姿勢を崩さない。大規模であっても▽ファミリーレストラン▽喫茶店▽中華料理店――など喫煙に対する利用客のニーズが異なるからだ。

一方、同じくメンバーの一人で県医師会の足立光平常任理事は「報告書の内容に逆行する骨子案。検討委は意味がなかったことになり、あきれて物にならない」と言う。

飲食業など業界団体はさらに条例への反対姿勢を強める。一方、県医師会は「報告書を尊重すべき」という意見書を県に提出する予定だ。県も県民からの意見や提案を募集している。締め切りは11月9日でメールやファクス、郵送で受け付ける。問い合わせは同課（078・362・9146）へ。

対象となる施設と規制内容

施設	規制内容（骨子案）	発表報告書の対応	規制内容（報告書）	報告書対象の可否
小中高校、病院、官公庁、保育所など	受動喫煙防止措置（禁煙）義務	×	禁煙義務	×
公共交通機関、金融機関、公衆浴場、劇場・映画・演芸・スポーツ施設、駅ビル商業施設など	分煙義務	○		○
飲食・サービス業 ロビー（75平方メートル超）	分煙義務			
飲食・サービス業 ロビー（75平方メートル以下）	ポリシー表示の義務			
飲食・サービス業 喫煙室	喫煙室外			
飲食・サービス業 その他共用部分	分煙義務			
大規模飲食店・喫茶店	ポリシー表示の義務			
小規模飲食店・喫茶店	ポリシー表示の義務			
大規模喫煙専用店	分煙義務			
小規模喫煙専用店	ポリシー表示の義務			
歯科・鍼灸院など	分煙または喫煙分煙義務			○
競馬場、競艇場、場外馬券場など	分煙義務			

※報告書では分煙や喫煙室を認めるケースもある

「条例骨子案」に対するパブコメ結果 2011.11.10～12.9

区分	県内	県外	不明	合計(人)
条例制定に賛成・容認	304	364	19	687
条例制定に反対	111	35	7	153
不明	11			
合計	426	399	26	851

骨子案のままでよい	9
骨子案より強化すべき	約510
骨子案より緩和すべき	約170

「骨子案」に対する県医師会パブコメ

- １.「禁煙」という言葉が完全に消えている。
- ２. FCTCの完全実施から逃げている。
- ３. 飲食店・旅館ホテル利用者に対するアンケート結果が示されていない。
- ４. 検討もされなかった「宴会場」が条例「適用除外」とされている。
- ５. 期間が明示されない「分煙措置」とそれへの助成金は「分煙」の固定化となる。
- ６.「喫煙可能表示措置」は世界的にも例が無い、FCTCと正反対の喫煙誘導施策となる。

更に後退した条例の制定(2012.3.19)

受動喫煙の防止等に関する条例における規制内容について

（屋内空間）　　※　網掛け又は下線は神奈川県条例より規制内容が実質的に厳しい部分

施設区分		条例：不特定又は多数の人の利用に供する部分	条例：喫煙室設置の可否	（参考）神奈川県条例：不特定又は多数の人の利用に供する部分	（参考）神奈川県条例：喫煙室設置の可否	（参考）検討委員会報告書：不特定又は多数の人の利用に供する部分	（参考）検討委員会報告書：喫煙室設置の可否
教育施設等	幼稚園、小・中・高校、中等教育学校、特別支援学校、各種学校（初等教育・中等教育を行うもの）、保育所その他これに類するもの、青少年教育施設【＊これらの施設については敷地を含む】	受動喫煙防止義務	×（（※）の施設においては、既設の喫煙室を当分の間使用可）	禁煙義務（喫煙室設置による分煙は可）	○	禁煙義務	×（教育施設、医療関係施設、官公庁施設を除き、既設の喫煙室は当分の間使用可）
教育施設等	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校（初等教育・中等教育を行うものを除く）等（※）						
医療関係施設	病院、診療所、助産所						
医療関係施設	薬局（※）						
医療関係施設	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所（※）						
官公庁施設	官公庁の庁舎						
官公庁施設	官公庁施設（その他の施設）（※）						
福祉関係施設	児童福祉施設、母子福祉施設等（保育所その他これに類するものを除く）						
福祉関係施設	社会福祉施設等						
健康づくり関係施設	運動施設	区域分煙義務	○	禁煙義務（喫煙室設置による分煙は可）	○	禁煙義務	×（既設の喫煙室は当分の間使用可）
民間施設等	公共交通機関の乗降、待合施設（駅のプラットホームを含む）						
民間施設等	列車・バスの車両、船舶の船室						
民間施設等	物品販売業を営む店舗（百貨店、スーパーマーケット、小売店等）						
民間施設等	金融機関						
民間施設等	公衆浴場						
民間施設等	冠婚葬祭業を営む施設						
民間施設等	火葬場・納骨堂						
民間施設等	集会場・公会堂						
民間施設等	展示場						
民間施設等	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの						
民間施設等	観覧場（野球場、サッカー場、陸上競技場の屋外観客席を含む）						
民間施設等	動物園・植物園・遊園地、都市公園その他これらに類するもの						
民間施設等	神社・寺院・教会その他これらに類するもの						
民間施設等	駐車場						
民間施設等	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所	区域分煙義務	○			禁煙義務	×（既設の喫煙室は当分の間使用可）
民間施設等	貸会議室業を営む施設（公共的空間に該当する部分に限る）						
民間施設等	その他各種サービス業施設（ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ店、旅行代理店、法律事務所等）			禁煙又は分煙義務	○		
民間施設等：宿泊施設（旅館・ﾎﾃﾙ等）	フロントロビー（面積100㎡超）	区域分煙義務	○	（施設面積700㎡超）禁煙又は分煙義務／（施設面積700㎡以下）禁煙又は分煙努力義務　※　宴会場が1つしかない場合の特例規定あり	○	禁煙義務（暫定的措置：分煙）	○
民間施設等：宿泊施設（旅館・ﾎﾃﾙ等）	フロントロビー（面積100㎡以下）	喫煙可能表示義務					
民間施設等：宿泊施設（旅館・ﾎﾃﾙ等）	宴会場（共用利用する場合を除く）	適用除外					
民間施設等：宿泊施設（旅館・ﾎﾃﾙ等）	その他共用部分（ロビー（ﾌﾛﾝﾄﾛﾋﾞｰ除く）、廊下、階段、エレベーターホール、浴室（脱衣場）等）　※　売店等で、壁等により独立した区画がなされていないものは、ロビーの一部として取り扱う	区域分煙義務					
民間施設等：宿泊施設（旅館・ﾎﾃﾙ等）	客室	適用除外（一部を喫煙することができない部屋とする努力義務）		適用除外		適用除外	
民間施設等	大規模飲食店・喫茶店（客席面積100㎡超）	区域分煙義務（個室部分は適用除外）	○	（調理場を除く施設面積100㎡超）禁煙又は分煙義務	○	（客席面積75㎡超）禁煙義務（暫定的措置：分煙）	○
民間施設等	小規模飲食店・喫茶店（客席面積100㎡以下）　※　物品販売業を営む店舗内において、飲食スペース（飲食店等の営業許可を受けたものに限る）が併設されている場合は、飲食店等として取り扱う	喫煙可能表示義務		（調理場を除く施設面積100㎡以下）禁煙又は分煙努力義務		（客席面積75㎡以下）禁煙義務（暫定的措置：分煙又は時間禁煙）	
民間施設等	理容所、美容所（客席面積100㎡超）	区域分煙義務	○	禁煙又は分煙義務	○	禁煙義務	×（既設の喫煙室は当分の間使用可）
民間施設等	理容所、美容所（客席面積100㎡以下）	喫煙可能表示義務					
民間施設等	劇場、映画館等（客席部分を除く）　※　客席部分は市町の火災予防条例により喫煙不可	区域分煙又は時間分煙義務	○	禁煙義務	○	禁煙義務（暫定的措置：分煙又は時間禁煙）	○
民間施設等	遊技場、競馬場外の勝馬投票券発売所等	区域分煙義務		禁煙又は分煙義務		禁煙義務（暫定的措置：分煙）	
民間施設等	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設（ﾃﾅﾝﾄﾋﾞﾙ等）内の　①　共用部分との間が壁等により区画されていない店舗（喫茶ｺｰﾅｰ等）　②　共用部分（ロビー、廊下、階段等）	（ｶﾗｵｹﾎﾞｯｸｽの個室については適用除外）		禁煙義務			
風俗営業施設等	風俗営業施設（ｷｬﾊﾞﾚｰ、ﾅｲﾄｸﾗﾌﾞ、まあじゃん屋、ぱちんこ屋等）	受動喫煙防止努力義務	○	禁煙又は分煙努力義務	○	禁煙努力義務	○

（屋外空間）

		条例		神奈川県条例		検討委員会報告書	
	観覧場の屋外観客席、動物園・植物園・遊園地及び都市公園の敷地	受動喫煙防止努力義務	○	対象外	○	－	○

※1　条例案の規制内容が「区域分煙義務」となっている施設においても原則、受動喫煙防止を義務付け（やむを得ず受動喫煙防止措置が困難な場合、当分の間、区域分煙措置を講ずることを認めるという趣旨）
2　条例案の規制内容が「喫煙可能表示義務」となっている施設においても原則、受動喫煙防止を義務付け（やむを得ず受動喫煙防止措置、区域分煙措置又は時間分煙措置のいずれも困難な場合、当分の間、喫煙可能表示措置を講ずることを認めるという趣旨）

- ●「分煙義務」が「区分分煙」に
- ●「ポリシー表示」が「喫煙可能表示義務」に
- ●「区分分煙義務」の対象面積要件を75㎡超から100㎡超に緩和(業界の要求どおり)
- ●適応除外とする旅館等客室の内、1／3以上を禁煙とする努力義務を外し、「一部」と変える
- ●「分煙」等の期限を「当分の間」として明記しない
- ●「喫煙室」等に3億円もの公費
- ●「推進員」に5000万円
- ●施行期日を2013.4.1に1年猶予し、かつ管理者が講ずべき措置期限を2014.3.31まで延期。
- ●更に罰則規定の適応は、2014.9.30以降まで延期

「受動喫煙の防止等に関する条例」可決に際してのJTの声明

(前略)
条例は、**事業者、県民やその代表である県議会の幅広い意見等を踏まえ**、様々な議論を重ねられた結果、可決成立したものと理解しております。

条例により、事業者及び施設管理者におかれましては、その経営実態や**顧客の喫煙ニーズ等を踏まえ**、施設区分に応じて、区域分煙、時間分煙、**喫煙可能表示（ポリシー表示）**などの具体的対応を取ることが求められます。
(中略)規則等の策定や運用に際しては、県が示している「規制される側も条例を遵守できる合理的で必要最小限の規制であることが必要」との規制に関する基本的な考えに基づき、**事業者等に過度な負担を課すことのないよう**、慎重な検討をお願いいたします。
当社といたしましては、**事業者および施設管理者に対して分煙コンサルティングにより分煙に関するノウハウ等を提供**することや、**県に対して適切な分煙基準の設定等のために当社が有する知見を提供することなど、可能な限りの協力**を行ってまいりたいと考えております。

当社は、**たばこを吸われる方と吸われない方との協調ある共存社会の実現**に向けて、引き続き様々な取組みを積極的に推進していく所存です。

2012年3月19日
日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長　木村　宏

最新型の喫煙室でも、漏れは防止できない

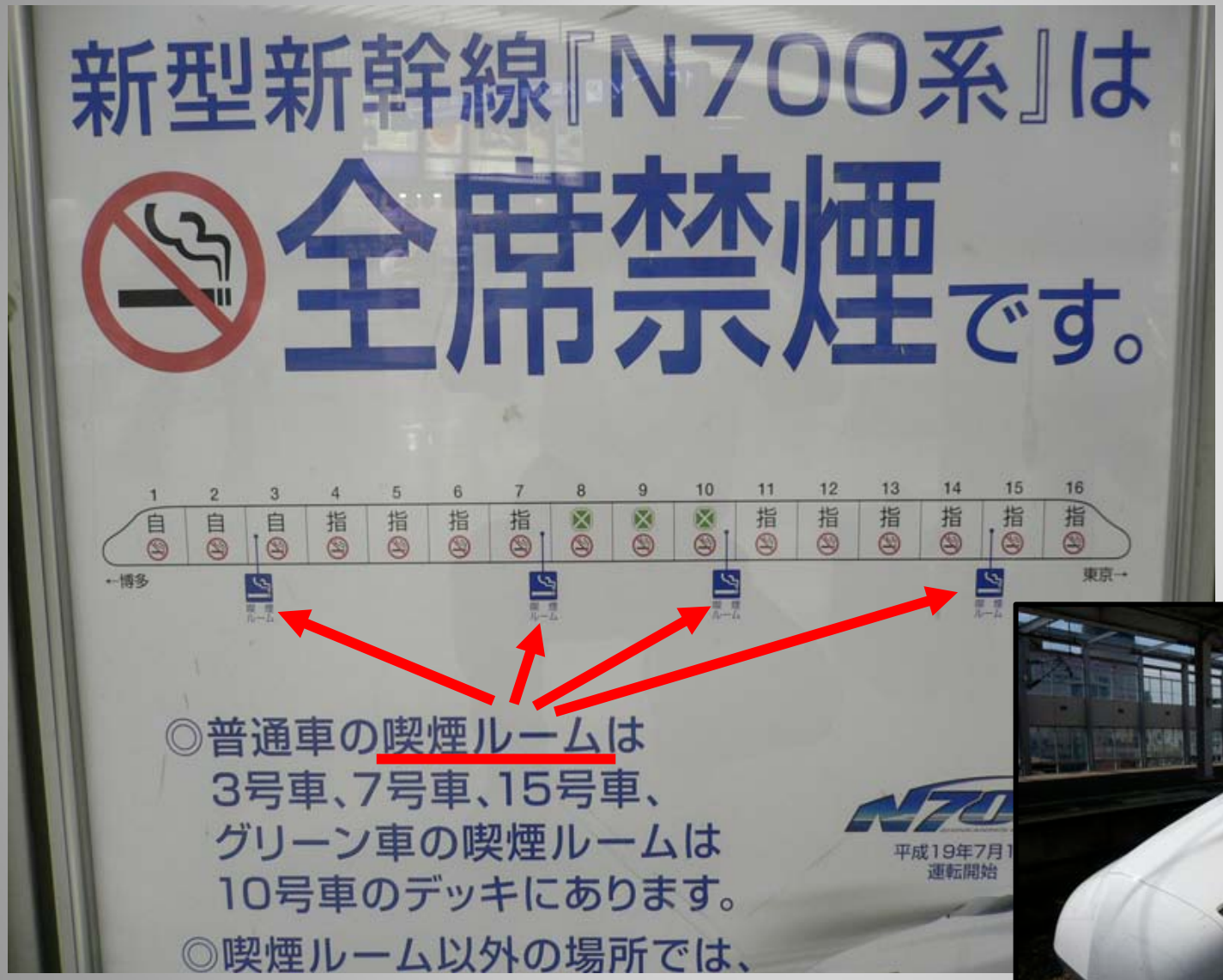

のぞみN700、喫煙室からの漏れの確認とその原因

原因1）喫煙室の出入りによりドアが開いた時にタバコ煙が漏れる
原因2）喫煙終了後の呼気にタバコ煙が含まれている

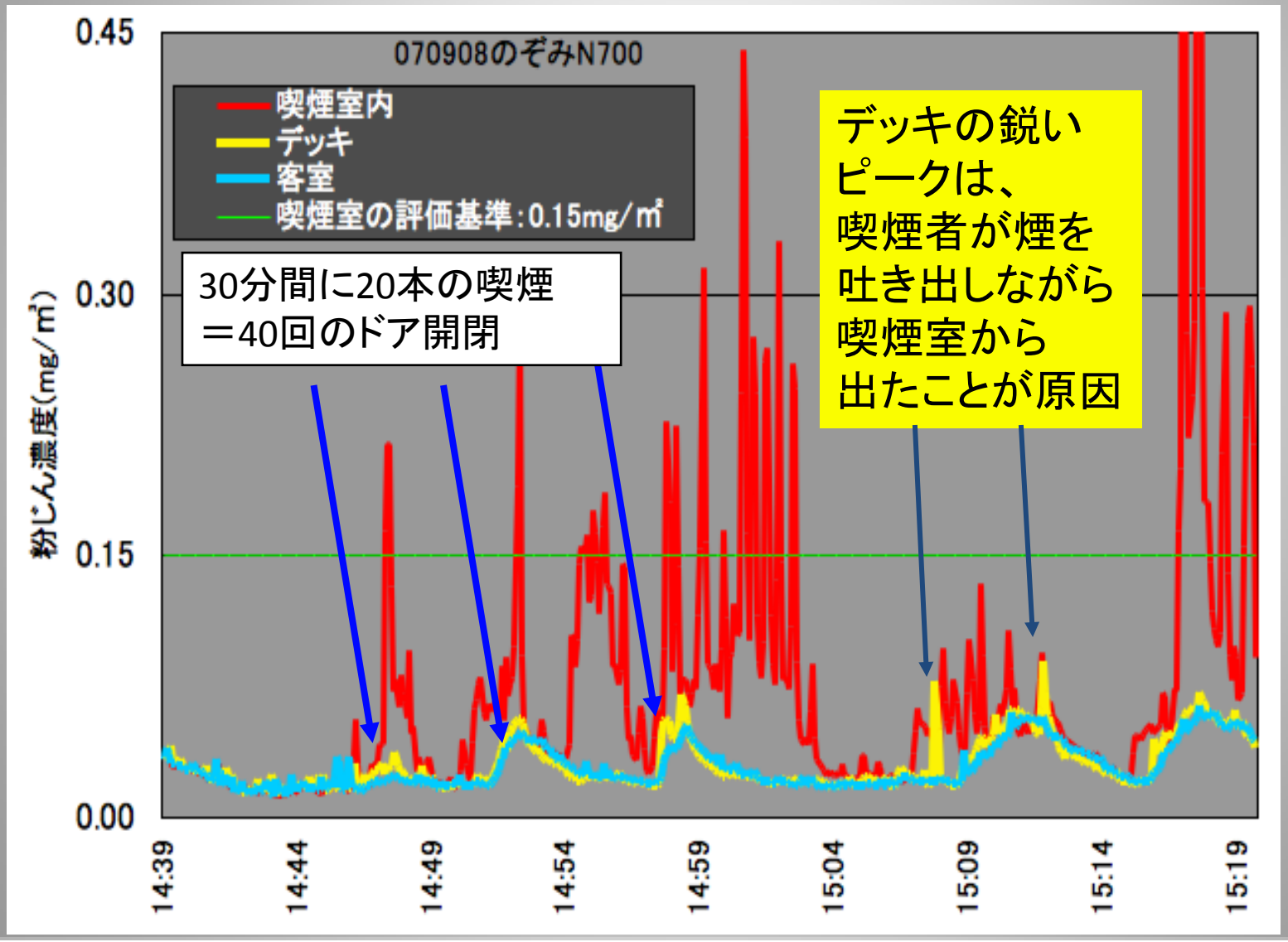

１つの喫煙室を維持
年間11,000kWh、電気代25万円

- 電機メーカーによる単純排気（350m³/時）にかかる電気代
  暖房　1日24時間、月30日、年4.7月で53,603円
  冷房　1日24時間、月30日、年3.0月で54,173円　で合計107,776円
- 喫煙室に必要な1800m³/時の排気の電気代を試算
  暖房　1日13時間、月22日、年4.7月で109,503円
  冷房　1日13時間、月22日、年3.5月で129,112円　合計238,615円
- 少なめの1440m³/時とした場合の電気代を試算しても
  暖房　1日13時間、月22日、年4.7月で 87,602円
  冷房　1日13時間、月22日、年3.5月で103,289円　合計190,891円
- 年間の照明（40W蛍光灯4本）、排気装置稼働の電気代　15,206円を加算
- 清掃のために支払う代金

喫煙室１カ所の年間電気代は20～25万円と概算

タバコが身体に悪いと知っていて、なぜ禁煙出来ないのか？

- 2010年10月、タバコ110円値上げを報じる某キャスターの名言
- 「吸いたくて吸ってるのではありません。 やめられないから吸ってるんです!」

こういう人達をタバコ被害から救出する方法は、
吸える場所をなくすこと。
吸える場所がある＝禁煙しようとする意志を妨害する

「喫煙可能表示」マーク!の募集

「受動喫煙の防止等に関する条例に係る表示マーク」デザイン募集

兵庫県では、受動喫煙を防止し、喫煙により他人の健康で快適な生活が妨げられないことを目的として、平成２４年３月に「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定し、施設管理者が講じた措置に応じた表示を掲示することとしています。

不特定又は多数の人が出入りすることができる空間（公共的空間）を有するすべての施設について、どのような受動喫煙防止措置を講じている施設であるかがわかる表示を作成し、施設の入り口など、その施設を利用する人の目につきやすい場所に掲示し、意図しない受動喫煙を防止することとしています。

このたび、「受動喫煙の防止等に関する条例に係る表示マーク」として使用するデザインを公募します。

受動喫煙とは、自分の意志に関わらず、他人のたばこの煙を吸わされることです。

兵庫県マスコット　はばタン

【応募要領】

1　募集の趣旨

「受動喫煙の防止等に関する条例に係る表示マーク」の趣旨を適切にイメージできるマークのデザインを考えてください。

2　応募期間

平成２４年５月１０日(木)～平成２４年６月２５日(月)(当日消印有効)

3　応募資格

居住地や国籍などは一切問いません。ただし必要事項は日本語で記入してください。

4　賞

優秀賞　１点：賞状・賞金（100,000円）

※ 該当作品がない場合もあります。また、優秀賞を１点にしぼりきれない場合は、５種類のデザインのそれぞれで、賞及び賞金を分割する可能性もあります。

5　応募内容

「受動喫煙の防止等に関する条例に係る表示マーク」として、使用するデザインの募集内容は次のとおりです。

(1)　「禁煙」「分煙」「喫煙室・喫煙ﾌﾛｱｰ・喫煙ｴﾘｱ」「時間分煙」「喫煙」を意味する５種類のデザインをセットとして提出してください。

※　禁煙：受動喫煙防止区域であり、禁煙の施設である表示

※　分煙：受動喫煙防止区域の一部に喫煙区域をもうけている施設である表示

※　喫煙室･喫煙ﾌﾛｱｰ･喫煙ｴﾘｱ：上記施設内の喫煙区域の入り口に表示

※　時間分煙：喫煙時間と喫煙してはならない時間を分けている施設である表示

※　喫煙：喫煙可能な施設である表示（喫煙をすすめる意図ではありません。）

- ●県防止条例に規定された表示マークの募集(5/10～6/23)
- ●「禁煙」から「喫煙」までの５段階表示マークの一括作成依頼
- ●「分煙」等の固定化招く
- ●どちらに向いてのマークか、本当のポリシー不明
- ●選考委員会のメンバーも選考基準も未定のままの募集
- ●また、医師会への相談無し
- ●「喫煙」助長批判に、慌てて「喫煙をすすめる意図ではありません」との言い訳をこっそり追加

●「喫煙可能」マーク義務化は世界の笑いものに･･･

*JTモデルの分煙固定か、禁煙原則奪回か!
*喫煙推進マークか受動喫煙危険表示か
*毒との「共存」か
　クリーンな環境か
*マナーか救命か!
*「自然減」後追いの
　数値目標を超える
　喫煙率の低減を
*「依存」を乗り越える
暖かい理解と協力を!

神戸新聞　2012年(平成24年)5月31日　木曜日　16

きょう世界禁煙デー

たばこから命守ろう

世界で年間6万人死亡 WHO試算

兵庫県医師会副会長
足立　光平氏

喫煙者減らすことが重要

「禁煙のきっかけになれば」

兵庫医療大学薬学部医療薬学科講師
前田真貴子さん呼びかけ

キャンパスや通学路 学生ら 吸い殻拾い活動

6月3日 神戸でフォーラム 受動喫煙防止条例を考える

社団法人 兵庫県医師会
ふじみ内科医院
社団法人 伊丹市医師会
神沢医院
社団法人 宝塚市医師会
田渕医院
社団法人 神戸市医師会
東条診療所
社団法人 明石市医師会
ますむら医院
社団法人 加古川医師会
あだち医院
社団法人 高砂市医師会
いのまた循環器科内科
社団法人 姫路市医師会
和久医院
社団法人 たつの市・揖保郡医師会
松岡クリニック
社団法人 兵庫県薬剤師会
佐野内科ハートクリニック
医はじめクリニック
馬庭内科医院
長尾クリニック
浜辺医院
ろっこう循環器病センター六甲病院
兵庫医療大学
福井クリニック
兵庫県タバコフリー協会
神戸アドベンチスト病院
ファイザー株式会社